議事要旨(7) 四半期財務諸表における継続企業の前提に関する注記の取扱いについて

冒頭、新井常勤委員(専門委員長)及び丸山専門研究員より、財務諸表等規則の改正に伴い、四半期財務諸表における継続企業の前提に関する注記の取扱いの改正の検討を行っている旨の説明があった。なお、当該事項は緊急性を要すること及び範囲が限定されていることから、専門委員会での審議は行わない旨、また、次回委員会において公開草案の議決を予定している旨の説明があった。説明の後、以下の議論が行われた。

1 適用時期について

あの委員から、適用時期について、現行の会計基準(案)では平成21年4月1日以降開始する会計年度の第1四半期からとなっているが、これを適用すると、当該開示について従来の取扱いと新しい取扱いが混在することとなり、混乱を与えかねないのではないかとの見解が示された。これに対して事務局から、適用時期については、ある一定時点以降の四半期開示から適用することも考えられるが、改正された財務諸表等規則では平成21年3月期末から適用としており、金融庁で現在検討中の四半期財務諸表規則等では、平成21年4月1日以降開始する事業年度の期首から適用する方向であると伺っているため、それらと平仄を合わせる形で検討を行っている旨の説明が行われた。

なお、オブザーバーである金融庁からは、会計基準(案)結論の背景「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の記載について、現行の「経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが合理的と判断した理由を記載する」点までは求めないことを検討していることから、この点についても年度の取扱いと合わせる方向で検討されることが望まれるとの見解が示された。

2 継続企業の前提の検討期間について

ある委員から、継続企業の前提の検討期間の取扱いに関して、監査基準で定めるのか、会計基準で定めるのかが不明確であり、四半期レビューに関する実務指針や四半期会計基準との調整が必要との見解が示された。これに対して事務局から、四半期会計基準の開発時における対応の経緯を説明するとともに、今回の見直しの中でも四半期会計基準の中に当該期間を定めることは予定していない旨の説明が行われ、さらに、オブザーバーの金融庁より、検討期間については四半期レビュー基準の改正の中で検討している旨の補足説明が行われた。

これらの議論を踏まえ、事務局にて、本件についての文案の検討を引き続き行うこととされた。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の 無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこ れらの法律により禁じられています。